

沼津市1次産品販路拡大及びブランド化業務委託 仕様書

本仕様書は、沼津市（以下「市」という。）が「沼津市1次産品販路拡大及びブランド化業務委託（以下「本業務」という。）の受託者を公募するにあたり、必要とする基本的事項について定めるものである。

1 業務の名称

沼津市1次産品販路拡大及びブランド化業務委託

2 業務目的

本市では、消費者ニーズを意識しながら、首都圏でのマーケティングやトップセールス、観光キャンペーン、SNSを活用した周知・PR等の実施等、農林水産物の付加価値向上やブランド力の向上に向けた取り組みを行っている。

令和4年度から令和6年度にかけて、首都圏の消費者をターゲットとし、ブランド化候補産品（※）についてテストマーケティングを実施することにより、流通の可能性や消費者ニーズを把握し、その結果を、生産や流通をはじめとする関係者にフィードバックする事業を実施した。

テストマーケティングに基づいたブランド化候補産品の強みや特徴等の分析により、一部のブランド化候補産品は生産や漁の時期が限られ、また一定ロットでの納品ができない不安定さや規模の少なさが、取引に向けた課題として挙げられた。

本業務は、生産者から消費者（実需者）への直接取引の販路を確保し、生産や漁の不安定性や生産規模の少なさを補完するため、新たにECサイトを通じた本市1次産品の販路を整備するものである。

※ブランド化候補産品

水産物：深海魚、養殖魚（アジ・マダイ）、タチウオ

農産物：沼津ねがた白ねぎ、プチヴェール、レモネード

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月20日まで

4 業務内容

下記を踏まえ、企画立案及び運営を行うこと。

(1) ECサイトの構築等

- ①業務目的を理解した上で、本市水産物のPR及びブランド化向上に効果的なECサイトであること。
- ②登録者である漁業者及び消費者が使いやすく、機能性の高い運用が可能であること。
- ③本業務で実施する(5)キャンペーン等の実施を想定し、必要に応じて迅速に対応できるシステムであること。
- ④本業務のため新たにECサイトを構築する場合は、構築から運用までの工程計画を検討・立案して市へ提出し、承認を得ること。

(2) 漁業者への運用支援

- ①漁業者へ向けて、本業務の概要及びECサイトの登録方法や運用知識・販売促進技術等を説明する研修を、原則対面により実施すること。
- ②対象者は、市内の漁業者とする。
- ③漁業者への支援にあたっては、その漁業者が所属する漁業協同組合(※)と事前に調整すること。
※本市にある沼津我入道、静浦、内浦、戸田の4つの漁業協同組合のこと。
- ④漁業者自身で販売している加工商品についても、登録されるよう努めること。
- ⑤随時、漁業者に対してフォローアップを行うこと。
- ⑥その他、漁業者の支援につながる企画については積極的に提案すること。

(3) 広報・周知活動

- ①実施する各業務でのタイミングや内容を考慮し、受託者のSNSによる発信等、効果的な方法により広報・周知を行うこと。
- ②その他、広報・周知に有効な企画については、積極的に提案すること。

(4) ECサイト上での情報発信

- ①本市水産物のPRページを開設する等、ECサイト上にて情報発信を提案・実施すること。
- ②掲載内容は、ブランド化候補产品中心とした本市水産物の紹介、4漁協商品、本業務で実施する(5)キャンペーン等の告知を想定すること。
- ③本市水産物のブランド力向上へ向けた効果的な掲載時期・期間を提案すること。
- ④その他、情報発信に有効な企画については、積極的に提案すること。

(5) 購入促進へ向けたキャンペーンの実施

- ①クーポン付与、送料割引など、漁業者の費用負担を抑え、販売促進に効果的なキャンペーンを提案・実施すること。
- ②対象者は、市内の漁業者とする。
- ③実施時期は、本市ブランド水産物の旬の時期、登録漁業者の出品状況、
(4)等を考慮し、効果的な時期を設定し実施すること。
- ④対象となる多くの漁業者に活用されるよう工夫すること。
- ⑤その他、販売促進に向けて有効な企画については、積極的に提案すること。

(6) アンケート及びヒアリングの実施

- ①消費者へのアンケート及び漁業者へのヒアリングを実施すること。
- ②アンケートの対象者は、ECサイト上で本市水産物を購入した者とする。
- ③ヒアリングの対象者は、市内漁業者とする。特に、(2)①の研修を受講した者又はECサイトに登録した者については、積極的にヒアリングを行うこと。
- ④実施したアンケート及びヒアリングについて回収・集計・考察を行い、その結果を報告すること。

(7) 消費者の購買データの収集・分析

- ①本業務の過程で得られる消費者の購買データ（購入商品、頻度、発送先、その他必要と認められる内容等）を収集すること。
- ②上記①で収集したデータをグラフや表を用いて分析し、市へ提出するとともに漁業者へフィードバックすること。

5 打ち合わせ

- (1) 業務実施にあたっては、市及び関係者と十分に協議・調整を行い、月に一度、業務の進捗状況を市へ報告すること。なお、市は本業務実施のため、受託者に生産者の紹介等、必要な協力ができるものとする。
- (2) 業務実施に必要な打合せを行い、議事録は受託者が作成すること。

6 成果品

本業務の成果品を以下のとおり提出すること。

- (1) 業務委託完了報告書
- (2) 実績報告書

- ①紙媒体 A4 版 1 部
- ②電子媒体 (CD-R) 1 式
- ③その他、市が必要と判断した資料

なお、電子媒体は PDF 形式及び以下の形式のものとする。

- ・文書ファイルはワード形式で保存したもの
- ・表ファイルはエクセル形式で保存したもの
- ・その他、画像等、読み込み可能なファイルとして保存したもの

納入場所及び納入期限

納入場所：沼津市水産海浜課（沼津市役所 5 階）

納入期限：令和 8 年 3 月 20 日（金）

7 特記事項

- (1) 本業務における成果品の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は市に属するものとし、利用及び複製、再編集は市において自由に行うことができるものとする。
- (2) 音楽や映像、画像等の使用については、肖像権の処理、著作権保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い等の権利処理を済ませた上で納品すること。また、それに伴い発生する経費については、すべて委託金額内で実施すること。
- (3) 本業務における成果品の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、市に何らかの損害をあたえたときはその損害を賠償するものとする。
- (4) 受託者は、成果品について、市及び市から正当に権利を取得した第三者に対し、著作者人格権を行使しない。

8 再委託の制限等

- (1) 契約候補者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 契約候補者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、事前に市に対して書面にて再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託に概算金額、その他委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

9 その他

- (1) 本業務は、沼津市業務委託契約約款に基づき、契約を履行する。
- (2) 契約候補者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (3) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、市及び契約候補者が協議の上定めるものとする。

以上